

入会のご案内

当協会は、平成25年4月1日に一般社団法人山口県産業廃棄物協会（前身の社団法人山口県産業廃棄物協会は平成3年に発足）として新たに発足し、産業廃棄物の適正な処理、再生利用、資源循環等についての調査・研究、普及、研修、指導等の事業を行なうことにより、産業の健全な発展、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源回収、再生等の効率的活用を図り、もって環境の保全及び県民の福祉の向上に寄与することを目的としています。

この機会に、是非ご入会されるようご案内申し上げます。



一ノ坂川の春（山口市）



錦帯橋の夏（岩国市）



コンビナートの秋（周南市）



須佐湾の冬（萩市）



生活環境を守り、産業を支える

一般社団法人
山口県産業廃棄物協会

一般社団法人 山口県産業廃棄物協会

当協会は、山口県をはじめ関係行政機関、排出事業者及び住民等の協力によって産業廃棄物の適正処理を推進するため、情報の収集・提供、各種講習会・研修会の開催、普及啓発活動などさまざまな事業を展開しています。

会員は、正会員と賛助会員で構成され、公益法人として不法投棄廃棄物撤去ボランティアや環境教育などの社会貢献活動にも積極的に取り組んでいます。

会 員

(1) 正会員

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)に基づき、山口県知事、下関市長の許可又は指定を受け、山口県内で産業廃棄物の処理又は再生利用の業を営む者で、この法人の趣意に賛同して入会した個人又は法人

正会員数:549社(平成28年度末)

(2) 賛助会員

産業廃棄物排出事業者等で、この法人の趣意に賛同して入会した個人又は法人

賛助会員数:83社(平成28年度末)

入 会

入会手続きは裏表紙の記載をご参照ください。

所在地

(1) 本部 一般社団法人山口県産業廃棄物協会

〒753-0814 山口市吉敷下東1丁目3-24 山陽ビル吉敷第2

(2) 支部(県内8支部)

(裏表紙に記載の地図を参照)

岩国支部、柳井支部、周南支部、山口支部、宇部支部、長門支部、萩支部、下関支部

設 立

平成 3年6月27日 社団法人設立許可 山口県知事(指令生活衛生第407号)

平成 3年6月29日 社団法人山口県産業廃棄物協会として山口地方法務局登記

平成25年3月19日 一般社団法人設立認可 山口県知事(指令平24学事文書第2539号)

平成25年4月 1日 一般社団法人山口県産業廃棄物協会として山口地方法務局登記

当協会は、公益法人として山口県知事の認可を受けている団体ですので、処理施設の設置、物資の共同購入事業、及び一定以上の収益事業は禁止されています。

協会の主な事業

◆各種講習会・研修会の開催

- ・産業廃棄物の適正な処理及び再利用に関する講習会、研修会を開催して、会員等の実務能力の向上を図っています。
- ・産業廃棄物処理施設等の見学会を開催して、知識及び技術の向上を図っています。
- ・産業廃棄物処理業の新規、更新許可の申請に係わる資格認定講習会の協力機関として、その案内、受付、相談を行っています。
- ・支部毎の講習会を県下6会場で開催し、会員等の資質向上を図っています。

◆マニフェストの普及・促進

排出事業者が産業廃棄物の処理を処理業者に委託する際に交付する管理票(マニフェスト)を頒布し、不法投棄や不適正処理の防止に努めています。

◆専門部会・青年部会の設置

- ・専門部会(総務企画、運搬、感染性廃棄物、建設廃棄物、最終処分、リサイクル)を設置し、協会事業の円滑な運営と課題への積極的な対応を行っています。
- ・青年部会では業界の健全な発展と活性化に必要な次代を担う青年実業家の育成を目指し、独自の事業計画に基づく事業を行っています。

◆不法投棄・不適正処理の防止

行政機関(環境保健所・市町等)、住民と協力して、県内各地に不法投棄された廃棄物の回収作業を行うなど、地域の生活環境の保全のための社会貢献活動を行っています。

◆会報の発行などの広報活動

会報「さんばいやまぐち」を年3回発行し、協会の活動状況、行政の動向、業界の最新情報等を会員、関係団体、行政関係の方々に配布しています。

また、協会のホームページを開設し、各種情報提供を行っています。

URL <http://www.ysanpai.com/>

◆各種相談・照会

産業廃棄物の適正処理、再利用について、排出事業者、処理業者(非会員を含む。)及び一般住民等からの相談・照会に応じ、指導助言を行っています。また、産業廃棄物に関する各種の情報を提供しています。

◆災害廃棄物の処理等への協力

山口県と「災害廃棄物の処理等の協力に関する協定」を締結し、大規模災害が発生したときには、関係市町の災害廃棄物処理に積極的に協力しています。

◆表彰制度

事業活動を通じて県民の生活環境の保全に寄与した会員、産業廃棄物業界の発展に貢献のあった会員を対象に協会会長表彰を行っています。また、山口県知事表彰や(公社)全国産業廃棄物連合会長表彰等の推薦事務も行っています。

協会への入会のメリットについて

直接的なメリット

◇協会が主催する各種講習会に無料で参加できます。（非会は有料）

- ・産業廃棄物地区別講習会
廃棄物処理法、契約書やマニフェスト、処理業者等が留意すべき事項等
- ・安全衛生講習会
労働安全衛生法、リスクアセスメント、安全・衛生管理等
- ・合同研修会
各業態の問題点、課題等
- ・エコアクション21認証取得支援講座
優良産業廃棄物処理業者の認定を受ける為の一つの条件
- ・先進地視察
廃棄物処理に関する先進技術・情報の取得

◇業務相談・疑義照会が優先的に受けられます。

特に会員からの相談等については、懇切丁寧かつ適切な回答、アドバイスに務めます。

◇会報等を無料で配布します。

廃棄物処理法をわかり易く解説した刊行本「廃棄物処理法のポイント」、年3回発行の会報、その他産業廃棄物に関する啓発資料を会員へ無料配布します。

◇図書購入の斡旋を行います

会員へ全国産業廃棄物連合会等が作成している1発棄物関連圖書を定価より安く斡旋します。

◇会員処理業者を優先的に紹介します。

排出事業者等から処理業者の紹介依頼があった場合、会員を優先して紹介します。

◇産業廃棄物処理業の許可期限を事前に通知します。

確実に更新許可手続きが行われるよう、許可が切れる2年前に該当会員に対して文書で通知します。

◇県の入札に加点されます。

会員が県との協定に基づく災害廃棄物処理支援に協力した場合、県の公共事業の入札に際して加点されます。

◇宇部港東見初広域最終処分場・徳山下松港新南陽広域最終処分場(公共関与)への搬入は会員であることが条件です。

広域最終処分場の設置地域および処分場を設置した（一財）山口県環境保全事業団の出損団体以外の市町から排出する産業廃棄物を当該処分場に搬入する場合は、当協会員であることが必要です。

間接的なメリット

◇社会的信頼を得ることができます。

会員であることにより、他の産業廃棄物処理業者や排出事業者及び行政、廃棄物関係団体等から廃棄物の適正処理や法令遵守に関して社会的信頼を得ることができます。

◇会員間の交流等を図ることができます。

協会主催事業及び各部会への参加により、同業者同士の意見交換、交流、課題の共有ができ、業界全体の活性化並びに事業者間の連携、協力を図ることが期待できます。

◇行政機関等との連携により、より早くより正確な情報が入手できます。

県等が主催する環境、廃棄物関係の協議会へ参加し、産業廃棄物業界としての意見、要望するとともに、環境関連法令等の最新情報を協会ホームページや会報により提供します。

◇県民等への協会の認知度が高まります。

不法投棄廃棄物撤去ボランティア活動、災害廃棄物処理活動等の社会貢献活動により、県民や産業廃棄物排出事業者の協会に対する認知、期待が高まります。

入会手続きと会費

(1) 入会資格

次のいずれかに該当し当協会の目的に賛同する者

正会員

廃棄物処理法に基づき、山口県知事、下関市長の許可又は指定を受け、山口県内で産業廃棄物の処理又は再生利用を業として行っている個人又は法人

賛助会員

産業廃棄物排出事業者等の個人又は法人

(2) 入会手続

裏表紙の「入会申込書」に所定事項をご記入の上、産業廃棄物処理業許可証のコピーを添付して、事務局宛に送付してください。理事会の入会承認手続後、事務局より入会承認の連絡と入会金、年会費を請求いたします。

(3) 会 費

(平成28年4月以降)

入会金	(正会員、賛助会員共)	30,000円
-----	-------------	---------

年会費	(正会員)
-----	-------

①収集運搬業のみの方	33,000円
②中間処理業、最終処分業又は再生利用業の方	55,000円
③収集運搬業、中間処理業、最終処分業、再生利用業のうち、二業種以上を兼業の方	55,000円

年会費	(賛助会員)	33,000円
-----	--------	---------

協会事務所所在地：〒753-0814山口市吉敷下東1丁目3-24 山陽ビル吉敷第2

